

（表面より続き）

次に、肥料製造など民間事業者による下水汚泥の資源化を行う場合に、優良な企業の選定と、選定した企業に適正に業務を行わせることは絶対に必要であると考えますが、下水道管理者として県はどのような対応をされているのか伺います。

また、今後新たに操業する事業所に対しては、地域環境への支障などがないことが確認されない限り、業務を委託すべきではないと考えますが、県は今後どのように対応しているのか伺います。

## ■ 建設部長答弁



初めに、本県における下水汚泥の現状と今後の方向性についてでございます。

平成25年度においては、県内11箇所の流域下水道から、約18万4トンの下水汚泥が発生しました。

このうち、全体の約87%を下水処理場内で焼却や炭化等の施設により処理を行っておりますが、残りの約13%については、脱汚泥のまま外部に搬出し肥料原料等に利用しております。

今後は、メタン発酵によるエネルギー利用などにも積極的に取り組みながら、下水処理場内での処理を推進してまいります。

なお、これまで本県では、流域下水道ごとに焼却等の処理を行ってまいりましたが、小規模な処理場については、効率性およびコストの観点から、広域的な共同処理についても検討を進めていく必要があると考えております。今後、関係機関の合意が得られる地域については、事業の実施に向けて調整を図ってまいります。

次に、民間事業者により下水汚泥から肥料製造を行う場合の、企業の選定と、適正な業務の実施に関する県の対応についてでございます。

下水汚泥には窒素やリンなどの有用資源が含まれていることから、肥料原料としての利用も、利活用の選択肢の一つであるとともに、

肥料製造については、民間事業者のノウハウが活かせる分野であると考えております。

民間事業者を選定する際には、肥料製造を行う能力やコスト面だけでなく、事業所の周辺環境への影響や、汚泥の輸送方法などを総合的に判断するとともに、発生する汚泥量の変動に対応できるよう、複数の企業を選定することとしております。

また、選定した民間事業者に対しては、適正に事業を実施させるため、選定時の条件が守られているか現地で定期的に実態を調査しているところでございます。

最後に、今後新たに操業する事業所への対応についてでございます。

新たに操業する事業所との契約にあたっては、当該施設が、法令等を遵守することはもとより、騒音や臭気などによる周辺地域の生活環境に対する影響にも配慮がなされるなど、良好に稼働している実態を確認できることを、業務を委託するための条件としております。

今後も、製造された肥料の利用状況などをきめ細かく調査するなどして、信頼できる優良な企業を選定していくことで、下水汚泥の良好かつ円滑な利活用を図ってまいります。

## ■ 環境部資源循環推進課への質問

最後に県が許認可権限を持つ産業廃棄物処分量の許可申請に関連して3点伺います。

本年3月末、県に産業廃棄物処分業許可申請書が出されたところであるが、特に発酵施設による悪臭など生活環境への甚大な影響が懸念されており、その防止のためにも慎重かつ厳正な審査が絶対に必要と考えるが、どのような観点から審査を行うのか伺います。

また、仮に法律が定める要件に適合して県が許可を出し、事業者が産業廃棄物の処理を現地で開始した後においては、継続的な監視指導が必要であると考えますが、県においてはどのように対応していくのか伺います。

多くの人々が生活する愛知県は、日本一大きな産業県であり、さまざまな産業廃棄物が発生し、その適正な処理は極めて重要であることから、産業廃棄物処理施設の立地にあたっては、行政としてもその適地の確保に取り組むべきと考えるが、県の考え方を伺います。

## ■ 環境部長答弁

「産業廃棄物処分業の許可審査及び監視指導等」に関しまして、まず、許可申請における審査の観点につきましてお答えします。

産業廃棄物処分業の許可申請に対しましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、同法に定める許可基準に照らし厳正に審査を行うこととしております。

具体的には、まず、申請者が産業廃棄物の処分を的確かつ継続的に行うことに必要な知識や技能、経理的基礎を有するかという点につきまして、申請書に添付される公的機関の講習会の修了証や、決算書類等により審査いたします。

次に、同法では、暴力団関係者や、過去5年間に禁固以上の刑を受けた者等に許可をしてはならないとされていることから、それらに該当しないことについて、警察本部長や関係市町村長等の関係機関への照会により審査をいたします。

さらに、申請者が設置する施設の構造が、取り扱う廃棄物の種類に応じた適正な処理を行うことができるものであるかという点や、廃棄物が飛散、流出したり、悪臭が飛散したりしないものであるかという点につきまして、申請書に添付される施設の図面及び設計計算書や、現地で施設を確認することにより審査をいたします。

ご質問の本年3月末に提出された許可申請に対しましても、ただいまお答えした観点から、現在、厳正に審査を行っているところでございます。

次に、施設稼働後の監視指導につきましてお答えいたします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を適正に行うための基準が、「産業廃棄物処理基準」として定められており、廃棄物が飛散、流出しないことや、悪臭、騒音、振動による生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること、などとされております。

施設の稼働後は、この産業廃棄物処理基準に従い適正な処理が行われているかにつきまして、同法に基づく立入検査を行うとともに、毎年報告される産業廃棄物処分実績報告書等により処分の状況を確認するなどして、監視

指導をしているところでございます。

また、産業廃棄物処分業の許可は原則5年ごとの更新が必要であり、更新時には、改めて審査を実施しているところでございます。

なお、悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法に係る規制の権限につきましては市町村にありますことから、必要に応じて、地元市町村とも合同で立入検査を行うなど、緊密に連携しながら対応しているところでございます。

次に、産業廃棄物処理施設の立地にあたっての適地の確保につきまして、お答えします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物は排出事業者の責任において、適正に処理することとされております。

したがいまして、産業廃棄物処理施設の用地の確保につきましては、原則として、排出事業者あるいは、排出事業者から委託を受けた産業廃棄物処分業者の責任において行われるべきものでございます。

平成26年3月末現在、県内には、同法に基づき県あるいは政令市が許可をしております産業廃棄物処分業者が854事業者ございますが、それぞれ自らの責任において用地を確保され、県内各地で事業が実施されているところでございます。

県といたしましては、関係市町村と連携して、これらの産業廃棄物処分業者により、廃棄物が適正に処理され、周辺的生活環境保全上の支障が生じないように、引き続きしっかりと監視指導してまいります。

## ■ 答弁後の要望

やっぱりよくわからないですね。私は、あの場であの操業というのは、どう考えてもおかしいと思っております。不完全、不十分な点がいっぱいございますので、これから県議団の皆様のお力をお借りしながら、つめていきたいと申し上げておきます。

どうしても不可思議なことばかりでありまして、地元の皆様がこんなバカなことはないという思いでおみえですので、改めてその思いを伝えさせていただきます。環境部長に御答弁いただいた、各事業所が自己責任だということも、もう一歩踏み込んだ検討をいただくべきではないかと思っております。



ロックウール方式脱臭装置についてでありませけれども、今の日本の技術水準ではそれが一番いいとされているのですが、その方式ですら、完璧に臭いがとれますという回答が来ないんです。地元の産廃対策会議の方がその会社に質問をしていますけれども、来ないんです。ですから、やはり、あそこに行きたいという訳ではない、臭いが完璧に除去できるという訳ではないと私は思っておりますので、その点についての審査や指導監督も含めまして、しっかりと対応を望みます。何度でも言います、しっかりと御検討いただきたいと要望して終わります。

## ■ 一般質問を終えて、今後の対応について

今回の質問で、県当局と全ての県議会議員に問題を提起し解決策を迫る事ができました。

- 答弁の内容で確認できた重要なことは、
  - ①団地内の未売却地3区画は産廃業者に売らない。
  - ②下水汚泥を新規操業社には売らない。
  - ③民間事業者に肥料化を委ねる場合は、優良な企業を選別した上で、きちんと管理監督していく。
- という点です。

残念なことに代替地（産業廃棄物処理施設の適地）の検討については、なんの回答もありませんでした。

引き続き、建設阻止に向けて、追求の手を緩めることなく取り組んでまいります。

是非ご参加ください!!

# みねの修 後援会総会

〔県政報告〕

## 2月14日(土)

午後2時より

会場・新城文化会館 小ホール